

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年5月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300198 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400003 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

請求期間において、C町にあったA社B支店で臨時職員又はアルバイト・パート従業員として勤務していたが、当該期間に係る年金記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 D共済組合の組合員について

請求期間当時、A社は、公共企業体職員等共済組合法の適用対象であり、同社の職員は、臨時に使用される者を除きD共済組合の組合員とされ、厚生年金保険の適用除外とされていた。その後、公共企業体職員等共済組合法が廃止され、同組合の組合員であった期間は、平成9年4月1日以降においては、厚生年金保険の被保険者であった期間とされた。

請求者は、「請求期間において、A社B支店で臨時職員又はアルバイト・パート従業員として勤務していた。」と主張しているが、A社の後継事業所であるE社のグループ会社であり、F県を管轄するG社は、請求者がA社に勤務（在籍）していたか否かは確認できない旨を回答している。

また、A社の各現場で管理されていた社員録を保管しているとするH企業年金基金も、請求者が同社に勤務（在籍）していたことは確認できない旨を回答している。

したがって、請求者が請求期間当時、D共済組合の組合員であったとは確認できず、同組合の組合員となるべき者であったことを確認することもできない。

なお、公共企業体職員等共済組合法においては、臨時に使用される者のうち、運営規則で定める者は組合員となる旨の規定があるが、当時の運営規則は確認することができなかった。

2 厚生年金保険の被保険者について

請求期間当時、A社に勤務する者のうち、D共済組合の組合員となるべき者以外は、厚生年金保険の対象となっていたが、G社は、請求期間当時のA社に勤務していた者に係る資料は保管していない旨を回答している上、請求期間における請求者の雇用保険記録もなく、請求者が請求期間にA社に勤務していたことを確認することができない。

また、請求者が請求期間において勤務していたとする「A社B支店」は、厚生年金保険の適用事業所の記録がなく、「C町」を所在地とする「I社」（のちの「E社B支店」）が適用事業所として記録されていたため、I社において厚生年金保険に加入していた複数の者に照会を行ったが、請求者を記憶する者はおらず、請求者の請求期間における勤務実態等を確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間に係る雇用形態が確認できる辞令書等の資料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに当該期間における請求者の勤務実態等及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上によると、請求期間において、請求者が、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたこと、事業主により請求者の当該期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたこと及び請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300202 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400004 号

第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 2 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

大学卒業後、昭和 62 年 4 月 1 日に A 社に入社し、別の事業所に転職する前日の平成 2 年 10 月 31 日まで勤務したが、厚生年金保険の記録では入社年月日と退社年月日とは異なる資格取得年月日及び資格喪失年月日が記録されており、請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）の記録がない。

請求期間も A 社に勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 社に係る雇用保険の被保険者記録によると、請求者の同社に係る資格取得年月日は昭和 62 年 5 月 1 日、離職年月日は平成 2 年 10 月 30 日と記録されており、請求期間の加入記録は確認できない。

また、A 社が加入していた B 厚生年金基金の記録を管理する企業年金連合会から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳及び「中脱記録照会（回答）」によると、請求者の A 社に係る加入員資格の取得年月日は昭和 62 年 5 月 1 日、喪失年月日は平成 2 年 10 月 31 日と記録されており、当該記録は請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日と一致している上、雇用保険の記録とも符合している。

さらに、A 社は、「年数がたっているため確認できる資料が残っておらず、当時のことが分かる者もないことから、請求者の在籍期間、雇用形態、請求期間に係る厚生年金保険料を控除したかなどについては不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認す

ることはできない。

なお、請求者は、A社に入社後の昭和62年7月か8月頃に、同社と同社が運営していたスーパーマーケット「C」に併設されていた薬局を運営する薬剤師との共同出資によりドラッグストア「D」が開設され、「D」E店で勤務をしたが、Dが開設される前は、「C」F店又はG店に併設されていた同薬局の店舗に研修に行っていたので、その薬局の経営者である薬剤師に自分のことを聞いてほしいとしているが、請求者自身はその薬局の名称も薬剤師の名前も覚えていない上、A社は当該薬局及びドラッグストアに係る資料は残っておらず、当時のことが分かる者もいないと回答しており、H県及びI市に照会しても、ともに確認できる資料は無いとしていることから、その薬剤師を特定することができず、照会を行うことができない。

このほか、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の請求期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、総合的に判断すると、請求期間において請求者が厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたこと、事業主が請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出を保険料徴収権が時効により消滅する前に行ったこと、及び事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300203 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400005 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和 55 年 3 月まで勤務したのに請求期間の年金記録が無い。所持している給料支払明細書によると、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のオンライン記録によると、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 54 年 4 月 1 日、喪失日は昭和 55 年 3 月 31 日と記録され、請求期間当時の同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致しているが、請求者は、A社の退職日は昭和 55 年 3 月 31 日であると主張し、また、給料支払明細書を提出し、昭和 55 年 3 月分の厚生年金保険料が控除されているとして、被保険者資格の喪失日を同年 4 月 1 日に訂正することを求めている。

請求者が提出した給料支払明細書は、「事業所名」及び「支給年」が記載されていないものの、請求者のA社に係るものと、また、「3 月分」と記載された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料は、昭和 55 年 3 月分として控除されたものと認めるのが妥当である。

しかしながら、請求者のA社における雇用保険の離職年月日は、昭和 55 年 3 月 25 日と記録されている上、同社は既に解散し、請求期間当時の事業主も死亡しているため、請求者の請求期間の勤務実態及び退職日を確認することができない。

また、退職日について、請求者は、「訂正請求した当初は、昭和 55 年 3 月 31 日だと思っていたが、雇用保険の離職日が 3 月 25 日ということは、25 日に退職したのかもしれない。記憶がはっきりしない。」と陳述している。

さらに、給料支払明細書に記載されている労働日数等により検証しても、請求者が

昭和 55 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していたと判断することはできず、ほかに、請求者が昭和 55 年 3 月 31 日まで同社に勤務していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

したがって、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたとは認められず、請求者の A 社における被保険者資格の喪失日を昭和 55 年 4 月 1 日に訂正することを認めることはできない。

なお、厚生年金保険料は、被保険者資格の取得日の属する月から喪失日の属する月の前月までを対象として徴収するとされているところ、請求者の A 社に係る喪失日は昭和 55 年 3 月 31 日であるため、同年 3 月に係る保険料は徴収対象とならず、徴収対象とならない保険料が請求者の給与から控除されていたとしても、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を適用することはできない。